

# 出産育児一時金の改正および医療機関への直接支払制度のお知らせ



## 【国民健康保険の出産育児一時金が42万円になります】

国民健康保険の加入者が出産した際に支給される「出産育児一時金」が、現行より4万円引き上げられ42万円（現行38万円）になります。（出産期間が、10月1日から平成23年3月31日までの間の出産が対象となります）

ただし、在胎週数22週未満の出産（流産など）、産科医療補償制度【注1】に加入していない医療機関での出産などの場合は39万円（現行35万円）になります。

【注1】産科医療補償制度とは、出産に関連して発症した重度脳性まひ児に対する補償金の支払いに備えるため出産機関が加入（任意）する制度です。

## 【出産育児一時金の医療機関への直接支払制度が実施されます】

同じく10月1日から平成23年3月31日までの間の出産については、出産育児一時金の医療機関への直接支払制度が選択できます。

医療機関への直接支払制度とは、医療機関が世帯主に代わって出産育児一時金の支給申請および受け取りを行い、利用者は出産後の退院時に、出産育児一時金支給額を超えた金額のみ支払う制度で、出産費用を支払う際の経済的負担の軽減を図る制度となっています。



## 【医療機関への直接支払制度を利用する場合】

- ❑ 出産する医療機関で直接支払制度の説明と利用の意思確認がありますので、制度を利用する場合は、医療機関と出産育児一時金の支給申請および受け取りの代理契約を締結します。これにより、利用者は退院時に出産育児一時金支給額を超えた金額のみ支払うことになります。
- ❑ 出産費用が出産育児一時金支給額を下回った場合は、その差額を支給しますので、お近くの総合支所市民福祉課の窓口で、出産費用の明細書、印鑑、世帯主名義の通帳（世帯主名義以外の口座に振込を希望する場合は委任状が必要）を持参して申請してください。

## 【医療機関への直接支払制度を利用しない場合】

- ❑ 出産後、お近くの総合支所市民福祉課の窓口で、印鑑、出産費用の明細書、世帯主名義の通帳（世帯主名義以外の通帳に振込を希望する場合は委任状が必要）を持参して申請してください。

【問い合わせ】 市民生活部 国保年金課保険給付係 ☎0220 (58) 2166

連載 第2回

## 自分らしく登米らしく 男女が輝くまちづくり

市では、これからまちづくりの基本ルールとなる「(仮称)登米市まちづくり基本条例」の制定に向けて取り組みを始めます。今月号では、その内容や策定委員の募集や協働のまちづくりの取り組みについてお知らせします。

### 協働のまちづくりを進めるために

市では、協働のまちづくりを進める取り組みとして、「協働でひらく、これからのまちづくり、協働の理念から実践へ」をスローガンに、人づくり、計画づくり、条例づくり、市民活動拠点づくりの協働4づくり事業を主要事業

### まちづくり条例の検討

として、市民と市の協働のまちづくりを進めています。

条例をつくる目的は、市民の誰もが、市政に参加しやすい環境の整備を進めるとともに、地方分権時代にふさわしい市の自治の確立を目指すためです。このため、まちづくりの基本理念や市政運営のルールなどを明確にする「(仮称)登米市まちづくり基本条例」の制定に取り組みます。まちづくり基本条例とは、まちづくりの基本ルールや、協働の原則や仕組みなどのルールを定めるものです。

### 市民の皆さんとつくり育てる条例に

市では、今後開催を予定し



ている地域協働ミーティング(対話集会)や、協働のまちづくりフォーラムの中で、まちづくり条例について市民の皆さんの理解を得ながら、条例の制定に向けての環境整備を進めていきます。また、市民皆さんの思いや意見を幅広く取り入れるため、登米市まちづくり基本条例策定委員会を設置し、「市民と共につくり育てる条例」と位置づけ、条例制定までの過程(プロセス)を大切にしながら、これからのまちづくりのルールや仕組みづくりを進めていきます。なおこの条例は、策定に関わる委員の意見だけではなく、ホームページの活用や地域協働フォーラム、ミーティング(対話集会)などの開催によって、策定組織に参加できない市民の意見も取り入れていきます。

### 登米市まちづくり基本条例策定委員を募集します

(仮称)登米市まちづくり基本条例の素案の作成および提示を行う、策定委員を募集します。

#### 【募集人員】 10人以内

#### 【応募資格】 次の①～④までのすべての条件を満たす人

- ① 市内に住所を有し、現在も居住している人
- ② 市のまちづくりに関心のある人
- ③ 公共性の観点から意見を述べられる人
- ④ 市の職員および市議会議員でない人

#### 【任期】 委嘱の日から市長へ条例素案を提言する日まで(平成23年3月までを予定)

【役割】 条例に関する調査および研究、条例の素案の作成、市長への提言のほか、条例に関すること

#### 【組織】 学識経験者、市民活動団体の関係者、公募(10人以内)の、20人以内の委員で構成されます。

#### 【応募方法】 次の事項を記載した「応募申込書(注1)」と「作文」(注2)を郵送または持参してください。

- ① 氏名 ② 住所 ③ 電話番号 ④ 性別 ⑤ 生年月日

#### 【申し込み・問い合わせ】

【選考】 選考結果は、応募者全員に後日通知します。  
【応募期限】 9月15日(火)当日消印有効  
〒987-0511  
登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1  
企画部市民活動支援課  
市民協働推進係  
☎0220 (22) 2173

